

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」と定義されています。“参画”とは、単に参加するというだけでなく、積極的に意思決定に加わるということの意味をしています。

世界的には戦後、国連により、世界人権宣言や婦人の参政権に関する条約の採択など、女性の人権における取り組みが推進されてきました。特に、昭和 50（1975）年を国際婦人年、翌年から 10 年間で「国連婦人の 10 年」に設定し、世界女性会議の開催等の男女共同参画に関する取り組みの充実が図られました。昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、昭和 60（1985）年に日本も批准しています。

日本政府による男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が成立したことで、これに基づき、政策推進の柱として、男女共同参画基本計画が策定されました。以降、第 5 次まで基本計画が更新されています。

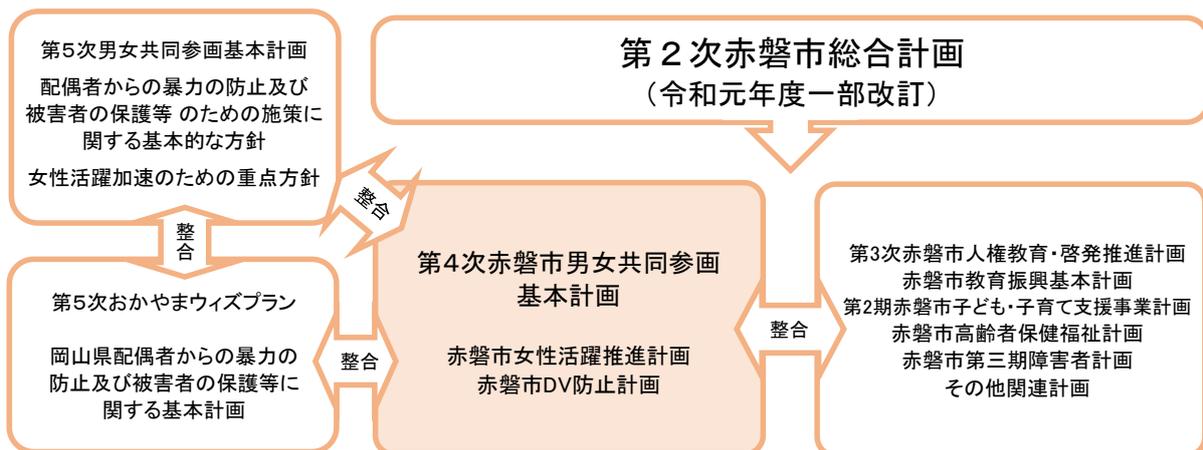
本市では、平成 19（2007）年に、「赤磐市男女共同参画基本計画」を策定、平成 20（2008）年に、「赤磐市男女共同参画推進条例」を公布・施行、平成 29（2017）年に、「第 3 次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定するなど、これまで、女性団体をはじめとする地域団体の協力を得ながら、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、女性の視点からの防災・減災・災害復興対策や持続可能な開発目標（SDGs）※への対応、ポストコロナ社会を見据えた取り組みなど、社会情勢の変化や新たな課題にも対応するために、「第 4 次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定して本市の方針を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

※の付いている用語については、57 ページからの用語解説をご覧ください。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたります。
- 本計画の基本目標2を、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画に、基本目標4を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に位置づけます。
- 本計画は、赤磐市男女共同参画推進条例第11条に基づく男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、岡山県の「第5次おかやまウィズプラン」及び「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」などの趣旨を踏まえて策定しました。
- 本計画は、市の最上位計画である「第2次赤磐市総合計画（令和元年度一部改訂）」や市における他の部門の計画との整合性を図った上で策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の背景

(1) 世界では

- 国際連合は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その翌年から 10 年を「国連婦人の 10 年」として、女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけました。
- 昭和 54（1979）年には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。
- 平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」にて、女性のエンパワーメント*を進めるための「北京宣言」と、貧困、教育、健康など 12 の重大問題領域に沿って女性のエンパワーメント*に関するアジェンダ（予定表）を記載した「行動綱領」が採択されました。
- 平成 17（2005）年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」では、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを行うとともに、完全実施を求める宣言が採択されました。
- 平成 22（2010）年には、国連総会において、ジェンダー*関連 4 機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関（UN Women）」として平成 23（2011）年に発足することが決定されました。
- 平成 27（2015）年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）*」において、ジェンダー*平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント*を図る「ジェンダー*平等の実現」などの目標が定められました。

(2) 国では

- 国際的な動きと連動して、昭和 60（1985）年に、「女子差別撤廃条約」に批准し、また、「男女雇用機会均等法」が制定されました。
- 平成 11（1999）年に、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が制定されました。
- 平成 12（2000）年に、「男女共同参画社会基本法」に基づく、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが進められてきました。
- 平成 13（2001）年に、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護を図るための「DV防止法」が施行されました。「DV防止法」は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年、平成 25（2013）年に一部改正が行われ、保護命令の拡充や適用対象の拡大などが図られました。

- 平成 27（2015）年に、女性の働く意欲を実現につなげるための「女性活躍推進法」が制定され、国、地方公共団体、民間事業所に、女性の採用や管理職の比率などの目標や取り組みなどを内容とした「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられました（令和4（2022）年4月1日から、労働者が101人以上300人以下の民間事業所についても義務化）。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、働き方・暮らし方に新たな可能性をもたらした半面、DV*や性暴力、雇用などの面において、女性により大きな影響を与えてきました。こうした問題意識を踏まえた上で、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

（3）岡山県では

- 平成 13（2001）年に、「おかやまウィズプラン 21」を策定し、また、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行して、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な取り組みが推進されてきました。
- 平成 18（2006）年に、社会情勢の変化と諸課題に対応する「新おかやまウィズプラン」が、平成 23（2011）年に、「第3次おかやまウィズプラン」が策定されました。
- 平成 25（2013）年に改正された「DV防止法」の内容を踏まえ、平成 26（2014）年に、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が一部改正され、適用の範囲が拡大されました。
- 平成 28（2016）年に、「女性活躍推進法」の成立などを踏まえた「第4次おかやまウィズプラン」が策定されました。
- 令和 3（2021）年に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。

（4）赤磐市では

- 平成 18（2006）年に、市長を本部長とする「赤磐市男女共同参画推進本部」を設置しました。また、地域で活動する団体等の相互連携と協力のもと、「赤磐市男女共同参画団体ネットワーク」が設立されました。
- 平成 19（2007）年に、本市における男女共同参画社会の実現に向けた「赤磐市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 平成 20（2008）年に、市、市民、市民が関わる各種団体、事業所及び教育関係者が一体となり、協働によるまちづくりを基本に、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く男女共同参画社会のより一層の進展を目指して、「赤磐市男女共同参画推進条例」を公布、施行しました。
- 平成 24（2012）年に、「第2次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 平成 29（2017）年に、「第3次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定しました。

5 計画の策定体制

(1) 男女共同参画社会づくりに向けた各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「赤磐市男女共同参画社会に関する市民及び事業所アンケート調査」を実施しました。

意識調査の実施概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none">● 市内在住の18歳以上の男女2,000人（無作為抽出）● 赤磐商工会に登録があり、市内に事務所を置く従業員10人以上の事業所、工業団地内の事業所及び公共的団体等延べ124事業所
調査方法	<ul style="list-style-type: none">● 郵送による配布・回収（一般市民）● 郵送による配布・回収（事業所）
調査期間	令和3年2月～3月
回収結果	<ul style="list-style-type: none">● 有効回収数：692件 / 有効回収率：34.6%（一般市民）● 有効回収数：50件 / 有効回収率：40.3%（事業所）

(2) 赤磐市男女共同参画推進審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体の代表、公募の委員等で構成する「赤磐市男女共同参画推進審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和3（2021）年12月3日から2週間、市ホームページ及び市民生活部協働推進課・各支所市民生活課において計画（案）を公表し、市民からの意見を募集しました。

6 第3次赤磐市男女共同参画基本計画の振り返り

(1) 評価の方法

第3次赤磐市男女共同参画基本計画に盛り込まれた目標指標について、令和2年度の実績値により、それぞれの目標指標の達成度について評価を行いました。

【施策内容に対する達成度】

- 1 = おおむね目標を達成 (100%~80%) 2 = やや不十分 (80%~60%)
3 = 不十分 (60%以下) 4 = 未実施

(2) 数値目標の評価及び課題

基本目標1 男女共同参画を実現する基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
人権講演会等の参加者数	250人/年	250人/年	230人/年 (令和元年度)	1
男女共同参画セミナーの参加者数	延べ122人/年	延べ200人/年	延べ115人/年 (令和元年度)	3
家庭教育講座等の参加者数	2,185人/年	2,200人/年	延べ1,812人/年 (令和元年度)	1
じんけん学習講座の参加者数	-	延べ50人/年	56人 (令和元年度)	1

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度は多くの講演会やセミナーを中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

課題

- ✓ 新型コロナウイルス対策として、オンラインでの開催など、「新しい生活様式」に沿った開催のあり方についても検討する必要がある。
- ✓ 公民館講座「親子であそぼう講座」は、親子で参加する市民が多数あった。また、定例相談「ファミリア」では、両親で相談にくる家庭もあり、子育てをする上での仲間づくりのきっかけや男女共同参画の意識向上につながる事業になったが、家庭における男女共同参画の意識の向上につながる企画が少ないため、公民館と連携を図り、内容を検討し充実していく必要がある。
- ✓ セミナーや研修会等については、特に若年層や男性参加者の増加につなげるための内容を検討する必要がある。

基本目標2 男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

目標項目	平成27年度 実績値	目標値	令和2年度 実績値	達成状況
各種審議会等委員への女性の登用率	28.3%	40.0%	31.2%	2
女性委員のいない審議会等の数	1	0	1	1
市管理職のうち、女性職員の登用率	15.0% <small>※市女性職員の割合 48.8%</small>	25.0%	18.2% <small>※市女性職員の割合 52.6%</small>	2

課題

- ✓ 次期審議会委員においては、学識経験者を含めた全体での女性率を上げていく必要がある。
- ✓ 管理職のみならず、性別によらない担当配置についても、検討が必要である。
- ✓ 対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。

重点目標2 雇用の分野における男女共同参画の推進

目標項目	平成27年度 実績値	目標値	令和2年度 実績値	達成状況
再就職・職業能力開発のためのセミナー参加者数	延べ123人/年	延べ140人/年	延べ199人/年 (令和元年度)	1
起業家の育成人数 (うち女性)	延べ54人 (7人)	延べ80人 (10人)	延べ31人 (12人)	1

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の再就職・職業能力開発のためのセミナーを一部中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

課題

- ✓ 幅広い年齢層の女性の参加者の増加につなげる必要がある。
- ✓ チラシ等を窓口配布にて情報発信しているが、見て、手に取り、情報収集する人の人数が限られている。対象者、情報発信ツールの多様化を踏まえ、継続した情報の収集・提供が必要である。
- ✓ 起業後も安定した経営が行えるよう、商工会等との連携を図り、継続的な支援が必要である。

重点目標3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
家族経営協定*締結農家数	8戸	20戸	15戸	2
認定農業者*における女性の割合	4%	8%	4%	3

課題

- ✓ 農業は、自然が相手のものであり、力仕事も多く、繁忙期や活況・不況の振れ幅が大きい。就農者自身が現状をきちんと分析し、自らが改善に努められるよう、今後も啓発を行っていく。
- ✓ 商工会等との連携を図り、継続的な啓発活動が必要である。
- ✓ 認定農業者*や新規就農者など女性農業経営者からの意見聴取も行き、女性の意見を多く取り込んでいく必要がある。

重点目標4 地域社会における男女共同参画の推進

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
男女共同参画団体ネットワーク登録団体数	11団体	12団体	8団体	2
女性の消防団員数	15人	30人	18人	3
女性の防災士数	17人	30人	32人	1
女性防火クラブ員数	223名	250名	180人	2
国際交流・国際理解のイベント・講座等参加者数	67人/年	240人/年	139人/年 (令和元年度)	3

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の国際交流・国際理解のイベント・講座等をすべて中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

課題

- ✓ 男女共同参画団体ネットワーク会員の高齢化が進んでおり、既存の団体が継続していくことが難しい。今後は、市内の他団体に働きかけを行うなど、男女共同参画団体ネットワークのことを広く知らせ、参加団体の拡大に努める。
- ✓ コロナ禍では、防火講習会や広報活動も満足に行えないなか、前年までの女性消防団員、女性防災士の募集活動が功を奏し令和元年度から令和2年度にかけて微増したが、絶対数が不足しており、団員確保に苦慮している。
- ✓ 女性の防災意識の向上が図れるような、女性が興味を持ち活動できるような訓練・研修の場が少ない。
- ✓ 国際交流事業（海外研修）は、国内外の情勢の影響を受けやすい。

重点目標5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)の推進

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
市男性職員の育児休業取得率	0% (該当者：19人)	30%	4.8% (該当者：21人)	3
市男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率	42.1%	85%	61.9%	2
市職員の有給休暇取得率	22.0%	30%	23.4%	2
家事育児への父親の参加率	-	75%	88.10%	1
保育所入所定員	1,390人	1,400人	1,445人	1
児童館利用者数	12,309人/年	12,500人/年	3,492人/年	3
ファミリー・サポート・センター※利用件数	891件/年	900件/年	1,550件/年	1

課題

- ✓ 市職員については、各職域で、市職員相互に配慮し、男性職員の育児休業取得に理解を示すことが必要であり、そのためには、更なる周知・啓発が必要である。
- ✓ 限られた人員配置の中で、特に、繁忙期には長時間労働が発生しており、長時間労働の削減が難しい状況となっている。意識改革のため、長時間労働の要因を踏まえた支援制度の発信が必要である。
- ✓ 今後、保育サービスのニーズが高まることを見込まれ、保育士不足等の課題が懸念される。
- ✓ 放課後児童クラブ支援員の確保が難しい。対象児童の増加に伴う対応が必要である。
- ✓ 児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター※を利用する方のニーズの発掘と、関係機関とのさらなる連携が必要である。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

重点目標1 生涯を通じた健康づくりへの支援

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
健康教室参加者数	4,781人/年	5,000人/年	4,140人/年 (令和元年度)	1
乳がん(視触診)検診受診率 (市検診対象者に対する率)	18.4%	25%	-	-
乳がん(マンモグラフィ) 検診受診率 (40歳以上の女性対象)	16.4%	25%	10.3%	3
子宮頸がん検診受診率 (市検診対象者に対する率)	20.3%	25%	10.5%	3
乳幼児健診受診率	90.0%	95%	94.4%	1
スポレクフェステ参加者数	3,000人/年	3,500人/年	3,500人/年 (令和元年度)	1

- ◆平成30年度から、乳がん検診は、「視触診とマンモグラフィ併用」、「マンモグラフィ」のいずれかを受診することとなったため、視触診の評価は行わない。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の健康教室を一部中止、スポレクフェステを中止したため、令和元年度の実績値で評価を実施。

課題

- ✓ 健康教室を通じて、健康管理に関する正しい知識を働き盛り等、幅広い年齢層への働きかけが必要である。
- ✓ 受診者数は、乳がん検診(マンモグラフィ)は減少、乳がん検診(超音波検査)、子宮頸がん検診は増加している。引き続き、乳がん・子宮頸がんの正しい知識の普及や検診の啓発活動を行い、受診率の向上に努める。
- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら、スポレクフェステの実施に向けて、規模や開催時期などを検討する必要がある。

重点目標2 さまざまな困難を抱える男女への支援

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
地域包括支援センター※における総合相談件数	2,493件/年	3,500件/年	3,054件/年	1
いきいき百歳体操開催会場数 (延べ会場数)	11会場	165会場	87会場	3
障害者・障害児の相談支援事業 実利用者数	138人/年	176人/年	252人/年	1

課題

- ✓ コロナ禍では、百歳体操の集いの拡大のみならず、休止中の会場の再開に向けた支援や、意欲向上に向けたフォローアップが必要である。
- ✓ 事業所サービスの質の向上を図るとともに、相談支援事業所の利用を促進することで、適切なサービス利用につながるよう連携体制の構築が必要である。

基本目標4 男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり

重点目標1 暴力を防ぐ環境づくりの推進

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
地域自主防犯活動団体数	7団体	8団体	7団体	1

課題

- ✓ 不審者に関する情報など、緊急時に迅速に関係機関と連携し情報共有をしていく必要がある。

重点目標2 相談・支援体制の充実

目標項目	平成27年度実績値	目標値	令和2年度実績値	達成状況
相談事業開催回数	52回/年	52回/年	51回/年 (令和元年度)	1

- ◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の相談事業は中止したものもあるため、令和元年度の実績値で評価を実施。

課題

- ✓ 相談月により、相談者の人数に偏りがある。また、複数回相談に訪れている人もいる。相談できる場の広報・PR方法について考え、積極的な周知に努める。